

## 容器包装の3Rを進める全国ネットワーク連続学習会 第5回開催報告

【日時】 2010年1月19日(木) pm2:00~4:30

【場所】 飯田橋セントラルプラザ16F(教室A)

【講師】 深野元行氏/(社)全国都市清掃会議調査普及部長

【テーマ】 「容り法改正後の自治体の状況」

これまでには主に学識者の方々を招聘し、学習会を重ねてきましたが、今回は清掃行政を取りまとめる(社)全国都市清掃会議\*のご担当者をお招きして、容り法改正後の状況についてお話いただきました。参加者は総勢で約30名、有意義な意見交換をすることができました。

\* 「廃棄物処理事業を実施している市区町村等が共同して、その事業の効率的な運営及びその技術の改善のために必要な調査、研究等を行うことにより、清掃事業の円滑な推進を図り、もって住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に役立てる」ため、1947年7月に設立された社団法人。2009年12月1日現在の正会員は625(市区町村465、組合・連合160)となっています。<http://www.jwma-tokyo.or.jp/>

報告はまず、循環型社会形成推進基本法を上位法とした個別リサイクル法の位置づけをパワーポイントで振り返りつつ、具体的な自治体行政をめぐる状況まで広範囲にお話いただきました。

後段では、(社)全国都市清掃会議が毎年、7月に多数の自治体の意見を取りまとめ、関係省庁や関連団体に要望を提出しています。昨年とりまとめた21年度の「要望書」に基づいて、容器包装リサイクル法に関する部分について報告いただき、意見交換を行いました。21年度の「要望書」のうち容り法に関する箇所は以下のとおり。なお、22年度の要望事項については、現在とりまとめ中。

### 1. 容器包装リサイクル法の円滑な推進について

平成18年6月に公布された改正容器包装リサイクル法は、順次施行され、昨年4月には「事業者が市町村に資金を拠出する制度」がスタートし、一連の改正作業は一段落した。

我々は、今後、その実施状況の推移を見ながら、今回の改正内容について検証、評価していくこととする。しかし、容器包装リサイクル法の施行以来、容器包装廃棄物のリサイクルは進展したが、容器包装廃棄物の排出量は減っていないという事実を踏まえ、容器包装廃棄物の発生抑制・再使用への取組等について引き続き要望する。

#### (1) 3Rの一層の推進について

容器包装廃棄物の減量と環境負荷の低減を進めるため、発生抑制・再使用を優先させる仕組みを構築すること

デポジット制度の導入

飲料容器等の規格化、製造・販売事業者にリターナブル容器の使用及び回収の義務付け等ワンウェイ容器の製造・販売を抑制するための方策を検討すること

ガラス製容器のリターナブル・リサイクルを促進するため、色、形状の規格の統一や識別表示を義務化すること

レジ袋の安易な配布を抑制するため、レジ袋有料化を含め実効性のある仕組みを構築すること

#### (2) 関係者の役割分担について

今回の改正で新たに市区町村への資金拠出制度が創設されたが、依然として市区町村の役割分担が重いため、分別収集が進むほど市区町村の財政を圧迫している。一方、事業者の役割分担

は比較的軽いため、容器包装廃棄物の発生抑制効果は乏しく、ペットボトルに見られるように大量消費・大量リサイクルを招いている。

については、拡大生産者責任の観点から、分別収集・選別保管に係る経費について事業者に一定の負担を課すとともに、市町村負担分の小規模事業者に係る再商品化費用についても事業者負担とすること

### (3) プラスチック製容器包装廃棄物のリサイクルの促進について

#### 1) 引取品質基準と再商品化手法について

現在、プラスチック製容器包装に関する？日本容器包装リサイクル協会の引取基準は一律となっているが、本来、再商品化手法によって求められる品質は異なるはずである。

については、各再商品化手法に応じた分別基準適合物引取りの品質基準を定めるとともに、実施市区町村が地域の処理能力・実情に見合った再商品化手法を選択できるようにすること

#### 2) プラスチック製容器包装のマテリアルリサイクルについて

プラスチック製容器包装のマテリアルリサイクルについて、現在、その約半分が当該リサイクルに不適な素材として再商品化工程での選別で取り除かれ産業廃棄物として処理されているが、取り除かれたプラスチックについては、ケミカルリサイクル等による有効利用を推進すること

#### 3) 指定収集袋等の取扱いについて

プラスチック製容器包装の引取品質基準において異物扱いとなっている各市町村での指定収集袋及び市販の収集袋については、プラスチック製容器包装の効率的・円滑な分別収集などに必要・不可欠であることから、法の対象物に準じるものとして取り扱うよう早急に対処すること

#### 4) 取組状況の公表について

容器包装多量利用事業者が毎年度主務大臣に対して行う報告(容器包装を用いた量及び容器包装廃棄物の排出抑制を促進する取組状況)について公表すること

#### 5) 再資源化に伴う資源等節約効果について

再資源化施策を推進する上で、住民の理解を得るとともに、温室効果ガス削減効果も視野に入れて検討することが求められている。

については、プラスチック製容器包装廃棄物のリサイクルについて、ライフ・サイクル・アセスメント(LCA)手法を用いた温室効果ガスの標準的な算出の考え方とその算式を公表し、自治体が利用できるよう検討すること

### (4) 容器包装以外のプラスチック製廃棄物について

容器包装以外のプラスチック製廃棄物のリサイクルが進められるよう、分別基準の緩和や制度の見直しなどについて検討すること

### (5) 事業系容器包装廃棄物のリサイクルについて

容器包装廃棄物全体のリサイクルを一層進めるためには、事業系容器包装廃棄物のうち、家庭系と同様のプラスチック製容器包装廃棄物については、容器包装リサイクル法のルートによりリサイクルできるように見直すこと

(6) 市区町村によるリサイクルのフローの確認について

本年4月から、プラスチック製容器包装のペールの品質検査に市町村が立ち会うことが可能となったが、さらに、リサイクルのフローの確認等のため、再商品化事業者に対し立入調査ができる制度を構築すること

(7) 循環型社会の構築に向けたリサイクルシステムについて

第2次循環基本計画では、「循環型社会」「低炭素社会」「自然共生社会」の取組を統合的に推進する方針が示されているが、容器包装リサイクル法等の個別リサイクル法ではリサイクル偏重の傾向があり、趣旨が十分活かされていない。

については、生産・流通・消費・廃棄の全工程での資源投入総量を削減できるシステムの構築に向けた検討をすること

主な質疑は以下のとおりです。

- ・ 「抛出金」についてどう思うか？

前回の役割分担の見直しについて事業者と議論が噛み合わず、そのままでは審議会が合意されなかったため、それを回避するために国が提案したのが「資金抛出制度」。自治体としては、貴重な資金であるが、制度としては「ないよりはあったほうがよい」という制度である。

- ・ マテリアルとケミカルの事業者の実態の違いに愕然とした。市民の分別努力は無意味か？  
自治体で再商品化の手法が選べるようにすべきである。現在、8つの自治体で実験をしており、これから結果がでるところ。  
半分が残渣になる問題は、「改善しよう」という気運が盛り上がっている。
- ・ 生産の規制についてどう考えるか？  
結果的に、一般廃棄物の処理責任と言う観点からはリサイクルに係わるものについても自治体にはすべての責任が問われるが、事業者にも廃棄物となったときの一定の責任を持って欲しい。EPRは壮大だが、大量のプラスチックは、リサイクルの視点からだけではなく適困物としても、事業者にも一定の責任をもって欲しい。
- ・ 容器包装は、ごみではなく「資源」と位置付け、廃掃法の適用除外とすることはどうか。  
「資源」と位置づけても、資源として利用できなくなったもの（例えば汚れたもの）は廃棄物となり、その責任は自治体になる。家電の不法投棄もそうだが、結果責任が問われるので、自治体としては慎重にならざるを得ない。
- ・ ケミカルリサイクルで、プラスチック添加剤などの安全性の問題はないか？  
家電であればRoHS（欧州で2006年に施行された環境規制法律）と対象物質が同じの資源有効利用促進法（J-Moss）の規定等があるが、容器にはない。再商品化事業者の、工場段階（再商品化工程）での安全性の範囲に留まるのではないか。

（文責/3R全国ネット事務局）